

【S P S】

●TPP 協定第七・八条 6 における客観性について

当該輸入締約国が判断する。

(参考)TPP協定 第七・八条 措置の同等

6 輸入締約国は、輸出締約国が当該輸入締約国に対し次のいずれかのことを客観的に証明する場合には、衛生植物検疫措置の同等を認定する。

- (a) 当該輸出締約国の措置が当該輸入締約国の措置と同等の保護の水準を達成していること。
- (b) 当該輸出締約国の措置が当該輸入締約国の措置と同様に目的を達成する上で同等の効果を有すること(注)。

注 いずれの締約国も、この(b)の規定について、第二十八章(紛争解決)の規定による紛争解決を求めてはならない。

【T B T】

- 強制規格を導入する際、正当な目的として掲げられる「人の健康若しくは安全の保護」には予防原則は含まれるか（理由も含めて）。

T P P 協定では、予防原則について明示的に触れられてはいない。

- T P P 協定第八・六条 9(e)における「営利団体」とは何を指すのか。

T P P 協定第八・六条 9(e)は、適合性評価機関を認定した認定機関が「営利団体（for-profit entity）」であることを理由として、当該適合性評価機関の適合性評価の結果の受入れを拒否する等の行為をとってはならないことを規定している。ここでいう「営利団体」とは認定（accreditation）を営利目的で行う組織を指すと考えられる。

- T P P 協定附属書八-F3 において、①(a)における必要性は誰が判断するのか、②(b)における「正当な商業的利益」とは何か。

(1) 強制規格の目的が正当であるかどうか、その必要性についての判断は、当該規格を制定しようとする各締約国政府が行うものである。

(2) T P P 協定附属書八-F3 (b) は、強制規格及び任意規格の立案、制定及び適用に関連して提供される秘密が「正当な商業的利益」を保護する態様で尊重されることが定められているところ、秘密が尊重されていれば得ることが期待される商業的利益をいうものと考えられる。

● TPP 協定第八・六条 9 (e) における「営利団体」に関する規定はどのような交渉経緯で協定に含まれることになったか。

(1) 第八・六条 9 は、適合性評価機関を認定した認定機関の属性により、当該適合性評価機関が不平等な扱いをされないことを確保する意図から規定されたものである。同条 (e) は、認定機関が営利団体であるといったことを理由として、適合性評価機関が不平等な扱いをすべきでないという交渉参加国の一致した認識があったことにより規定されたもの。

(2) 我が国の制度上、認定機関は主務大臣で、9 (e) に該当する認定機関が営利団体である事例は存在しないことから、問題がないものとして受け入れた。

【参考】 TPP 協定 第八・六条 適合性評価

9 いずれの締約国も、貿易の技術的障害に関する協定 9.2 の規定を適用するほか、適合性評価機関を認定した認定機関が次のいずれかに該当することを理由として、当該適合性評価機関の適合性評価の結果の受入れを拒否し、又は他の締約国若しくは者に対して直接若しくは間接に当該結果の受入れを拒否することを要求し、若しくは奨励する効果を有する行為をとってはならない。

(a) 二以上の認定機関が存在する締約国の領域において運営されていること。

(b) 非政府機関であること。

(c) 認定機関を認める手続を維持していない締約国の領域に住所を有していること。

ただし、当該認定機関が 8 に規定するところにより国際的に認められていることを条件とする。

(d) 当該締約国の領域において事務所を運営していないこと。

(e) 営利団体であること。

10 9 の規定は、締約国が 9 に規定する理由以外の理由により適合性評価機関の適合性評価の結果の受入れを拒否することを禁ずるものではない。ただし、当該締約国がその拒否の根拠並びに当該拒否が貿易の技術的障害に関する協定及びこの章の規定に反しないことを実証することができる場合に限る。

【参考】 貿易の技術的障害に関する協定 9.2 条

第九条 国際制度及び地域制度

9.2 加盟国は、自国の領域内の関係機関が加盟し又は参加している適合性評価のための国際制度及び地域制度が第五条及び第六条の規定を遵守することを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。更に、加盟国は、これらの制度がこれらの条の規定に反する態様で運用されることを直接又は間接に要求し又は助長するような措置をとってはならない。

● T P P 協定附属書八－F 3 に関する回答中（１）の「各締約国政府が行う」とは、いつ、誰が、どのような経緯で解釈を行ったのか、その経緯が分かる資料

T P P 協定附属書八－F 3 は、「各締約国は、強制規格及び任意規格の立案、制定及び適用において専有されている製法に関する情報を収集する場合には、」「情報の要求が当該締約国の正当な目的を達成するために必要なものに限られること」を「確保する」旨規定しており、その必要性については各締約国自身が判断を行った上で、それを確保することは規定の文脈から明らかである。

【参考】 T P P 協定附属書八－F 3

各締約国は、強制規格及び任意規格の立案、制定及び適用において専有されている製法に関する情報を収集する場合には、次のことを確保する。

- (a) 当該締約国による情報の要求が当該締約国の正当な目的を達成するために必要なものに限られること。
- (b) 原産品である他の締約国の領域の産品に関する情報であって、強制規格及び任意規格の立案、制定及び適用から得られ、又はこれらに関連して提供されるものの秘密が、国内産品に関する情報の秘密と同様に、かつ、正当な商業的利益を保護するような態様で尊重されること。

● 同回答中（２）の「秘密が尊重されていれば得ることが期待される商業的利益をいう」とは、いつ、誰が、どのような経緯で解釈を行ったのか、その経緯が分かる資料

「正当な商業的利益」(legitimate commercial interests)については、W T O の関税及び貿易に関する一般協定(1947年ガット)、貿易の技術的障害に関する協定(T B T 協定)、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(T R I P S 協定)にも同様の文言があり、全て秘密の情報に関する規定となっている。これらの規定は、締約国が企業等に対して提供・開示を要求する情報の範囲を制限する趣旨の規定であり、これらの規定に含まれる同様の文言はいずれも「秘密が尊重されていれば得ることが期待される商業的利益」を指している。

【参考】関税及び貿易に関する一般協定（１９４７年ガット）

第十条 貿易規則の公表及び施行

締約国が実施する一般に適用される法令、司法上の判決及び行政上の決定で、産品の関税上の分類若しくは評価に関するもの、関税、租税その他の課徴金の率に関するもの、輸入、輸出若しくはそれらの支払手段の移転の要件、制限若しくは禁止に関するもの又は産品の販売、分配、輸送、保険、倉入れ、検査、展示、加工、混合その他の使用に影響を及ぼすものは、諸政府及び貿易業者が知ることができるような方法により、直ちに公表しなければならない。また、国際貿易政策に影響を及ぼす取極で、いずれかの締約国の政府又は政府機関と他の締約国の政府又は政府機関との間で効力を有するものも、公表しなければならない。この項の規定は、締約国に対し、法令の実施を妨げ、公共の利益に反し、又は公的若しくは私的の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の提供を要求するものではない。

【参考】WTO貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）

第5条 中央政府機関による適合性評価手続

5.2.4 適合性評価手続から得られ又はこれに関連して提供される他の加盟国の領域を原産地とする産品に関する情報の秘密は、国内原産の産品の場合と同様に、かつ、正当な商業上の利益が保護されるような方法で尊重される。

【参考】TRIPS協定 第六十三条 透明性の確保

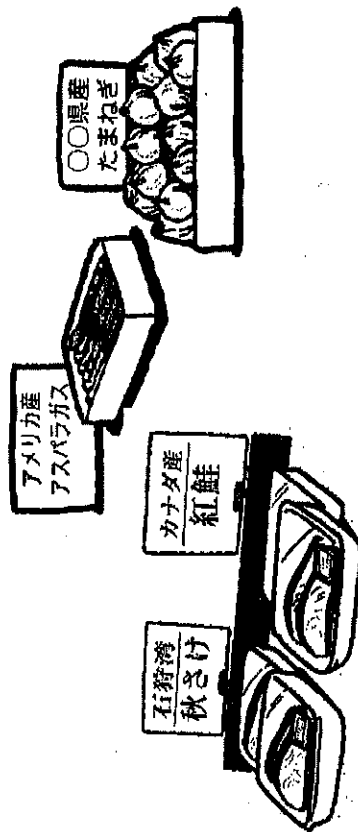
4 1から3までの規定は、加盟国に対し、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

食品に表示すべき主な事項

- 食品表示法に基づく食品表示基準により、消費者が購入する食品に表示を義務付けている。
- 動物用医薬品及び飼料添加物については、表示を義務付けていない。

① 生 鮮 食 品

名称、原産地 等



・ 容器・包装又はポップに表示

② 加 工 食 品

名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料名、添加物、内容量、栄養成分の量及び熱量、表示責任者名及び住所、製造業者名及び住所 等



・ 容器・包装に表示

平成28年3月29日
消費者庁

「塩酸ラクトパミンの表示規制の状況」について

- 米国、カナダ、EUの食品表示規制において、飼養過程で塩酸ラクトパミンを使用している旨の表示を義務付ける規定は確認されていない。

(以上)

- 医療機器・医薬品の第三者認証制度に関する合意について、日本が主張した内容か、また、交渉参加国の賛否がいずれか。

適合性評価機関の認定に関する内国民待遇の規定については、該当する我が国の制度で医薬品医療機器等法以外では既に措置されており、TPP協定のTBT章におけるこの規定についても、現行の医薬品医療機器等法の規定を踏まえた上で、我が国として合意したものである。

なお、我が国と各国とは、秘密保護に関する書簡を交換しており、各国の具体的な賛否についてはお答えできない。

法律によって他国への公権力の行使にあたるため
「命令」を「請求」としている例

○電気用品安全法（抄）（昭和三十六年法律第二百三十四号）

（適合命令）

第四十条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が第三十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その国内登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十条の二 経済産業大臣は、国内登録検査機関が第三十三条の規定に違反していると認めるときは、当該国内登録検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十一条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～五 （略）

（適合性検査の義務等）

第四十二条の三 （略）

2 第三十三条第二項、第三十四条から第三十七条まで、第四十条、第四十条の二及び第四十二条の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第四十条及び第四十条の二中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

（登録の取消し等）

第四十二条の四 経済産業大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一～（略）

六 経済産業大臣が、外国登録検査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 経済産業大臣が必要があると認めて外国登録検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八・九 （略）

2・5 （略）

（報告の徴収）

第四十五条 （略）

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内登録検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

○工業標準化法（抄）（昭和二十四年法律第百八十五号）

（適合命令）

第三十六条 主務大臣は、国内登録認証機関が第二十七条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その国内登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第三十七条 主務大臣は、国内登録認証機関が第三十一条の規定に違反していると認めるときは、当該国内登録認証機関に対し、認証の業務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告徴収及び立入検査）

第四十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録認証機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に国内登録認証機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 （略）

（登録の取消し等）

第三十八条 主務大臣は、国内登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～五 （略）

2 （略）

（認証の義務等）

第四十一条

2 第三十一条第二項及び第三項、第三十二条から第三十七条まで並びに第三十九条の規定は、外国登録認証機関に準用する。この場合において、第三十六条及び第三十七条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

（登録の取消し等）

第四十二条 主務大臣は、外国登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一～五 （略）

六 主務大臣が、外国登録認証機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて認証の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 主務大臣が必要があると認めて外国登録認証機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八・九 （略）

○農林物資の規格化等に関する法律（抄）（昭和二十五年法律第百七十五号）

（適合命令）

第十七条の十 農林水産大臣は、登録認定機関が第十七条の二第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十七条の十一 農林水産大臣は、登録認定機関が第十七条の五の規定に違反していると認めるときは、当該登録認定機関に対し、認定に関する業務を行うべきこと又は認定の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十七条の十二 （略）

2 農林水産大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～四 （略）

3～6 （略）

（登録の取消し等）

第十九条の九 （略）

2 農林水産大臣は、登録外国認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

一～七 （略）

3・4 （略）

（準用）

第十九条の十 第十六条第二項、第十七条から第十七条の十一まで、第十七条の十二第四項から第六項まで及び第十七条の十三の規定は、登録外国認定機関について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項」とあるのは「第十九条の八」と、

「第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十九条の十において準用する第十七条の二第一項各号」と、第十七条の二第一項中「第十六条第一項」とあるのは「第十九条の八」と、第十七条の十中「第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十九条の十において準用する第十七条の二第一項各号」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十七条の十一中「第十七条の五」とあるのは「第十九条の十において準用する第十七条の五」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十七条の十二第四項中「前三項」とあるのは「第十九条の九第一項から第三項まで」と、「一週間前」とあるのは「二週間前」と、同条第六項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第十九条の九第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

(参考) 「登録認定機関」と「登録外国認定機関」について

(登録認定機関の登録)

第十六条 登録認定機関の登録 (以下この節において単に「登録」という。) を受けようとする者 (外国にある事業所により第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項、前条第一項、第十九条の三又は第十九条の四の認定 (以下この節、第二十条第一項及び第二十条の二第一項において単に「認定」という。) を行おうとする者を除く。) は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録外国認定機関の登録)

第十九条の八 登録外国認定機関の登録 (以下この節において単に「登録」という。) を受けようとする者 (外国にある事業所により第十九条の三又は第十九条の四の認定 (以下この節において単に「認定」という。) を行おうとする者に限る。) は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

T P P 協定署名 11 箇国の認定機関の例

国	認定機関名	属性
豪州	Joint Accreditation System of Australia and New Zealand (JAZ-ANZ)	非営利団体
	National Association of Testing Authorities (NATA)	非営利団体
ブルネイ	シンガポールの認定機関が認定業務を代行している。	—
カナダ	Standards Council of Canada (SCC)	公共企業体 (Crown Corporation)
チリ	Canadian Association for Laboratory Accreditation (CALA)	非営利団体
	Instituto Nacional de Normalización (INN)	非営利団体
マレーシア	Standards Malaysia	政府機関
メキシコ	La Comisión Nacional de Normalización (CNN)	政府機関
NZ	Joint Accreditation System of Australia and New Zealand (JAZ-ANZ)	非営利団体
ペルー	National Institute of Quality – Directorate of Accreditation (INACAL-DA)	政府機関
シンガポール	Singapore Accreditation Council (SAC)	政府機関
米国	American Association for Laboratory Accreditation (A2LA)	非営利団体
	American National Standards Institute - American Society for Quality National Accreditation Board LLC (ANAB)	非営利団体
	American National Standards Institute (ANSI)	非政府機関
	Perry Johnson Laboratory Accreditation, Inc (PJLA)	営利団体
ベトナム	Bureau of Accreditation (BOA)	政府機関

※ 認定機関が多数にわたる場合は代表的なもののみ記載している。

※ 我が国の制度上、適合性評価機関を認定する認定機関は日本の政府機関のみであり、他の機関（例えば、外国の認定機関）が我が国において適合性評価手続を行うことができる適合性評価機関の認定を我が国政府の了承を得ずに行うことはあり得ない。

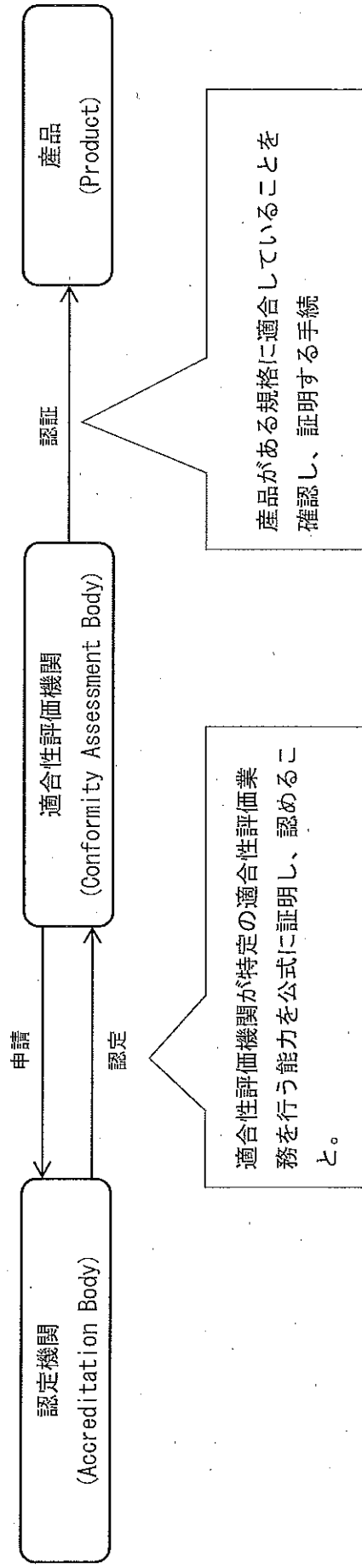
T P P 協定 T B T 章第 8・6 条 9 は、締約国は、認定機関が (a) から (e) までのいずれかに該当することを理由として、外国の適合性評価機関が行った評価結果を拒否等してはならない旨規定している。この規定は、日本の政府機関以外の認定機関が外国の適合性評価機関を認定する場合に適用されるものであるところ、上記のとおり、そうした認定が行われること自体が想定されず、我が国について同規定が実際に適用される場面が生じない。

【参考】TPP協定 第八・六条 適合性評価

9 いずれの締約国も、貿易の技術的障害に関する協定9.2の規定を適用するほか、適合性評価機関を認定した認定機関が次のいずれかに該当することとを理由として、当該適合性評価機関の適合性評価の結果の受入れを拒否し、又は他の締約国若しくは者に対して直接若しくは間接に当該結果の受入れを拒否することを要求し、若しくは奨励する効果を有する行為をとってはならない。

- (a) 二以上の認定機関が存在する締約国の領域において運営されていること。
- (b) 非政府機関であること。
- (c) 認定機関を認める手続を維持していない締約国の領域に住所を有していること。ただし、当該認定機関が8に規定するところにより国際的に認められていることを条件とする。
- (d) 当該締約国の領域において事務所を運営していないこと。
- (e) 営利団体であること。

※ 認定機関と適合性評価機関の関係：WTO・TBT協定及びTPP協定TBT章にいう適合性評価機関を「認定機関」と表示している例もあるので注意が必要。



「食品に関するリスクコミュニケーション～輸入食品の安全性確保に関する意見交換会～」
資料より抜粋（平成28年1月26日大阪会場、平成28年2月1日東京会場にて開催）

輸出国登録施設制度（素案）について

【既存の輸入食品等事前確認制度】

- 平成6年より導入
- 製造者自らが施設基準の適合性を確認し、輸出国政府を通じて申請
- 自主検査は3年間省略できる（ただし、検査命令やモニタリング検査は除く。）

【輸出国登録施設制度（案）】

- HACCPを必須要件とする
- 輸出国における衛生対策に係る定期的な監査
- 自主検査は5年間省略できる（ただし、検査命令やモニタリング検査は除く。）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
26. (48). EU－ホルモン牛肉に関する措置	米国(26) 【豪州、カナダ、 ニュージーランド、 ノルウェー】 カナダ(48) 【豪州、ニュージー ランド、ノルウ ェー、米国】	1996/ 1/26 協議要請 (「DS48」 6/28) 4/25 パネル設置要請 (「DS48」 9/17) 5/20 パネル設置 (10/16 「DS48」 と合併) 1997/ 8/18 パネル報告書配布 9/24 EUが上級委申立て 1998/ 1/16 上級委報告書配布 2/13 パネル・上級委報告書採択 1999/ 5/17 米国がDSU第22条に基づく 対抗措置承認申請 6/ 2 EUがDSU第22.6条仲裁の要 請 7/12 22.6条仲裁決定の配布 7/26 22.6条仲裁決定の採択 2008/12/22 EUが本件の履行についての 米国及び カナダとの相違の 解決と、米国及びカナダによ る譲許停止の停止を目的とし て協議要請 (履行確認) 2009/ 5/13 (DSBへの通報は9/25付け) EU・米国間で、EUが年間一 定量 (段階的に増加) の牛肉 について0%の関税率割当を 設け、米国は段階的にEU産品 に対する対抗措置を停止・撤 廃する等の内容の合意が成 立。	①肉牛の飼料へのホルモン剤添加規制及び当該飼料 で育成された牛の肉の輸入規制に係るEU指令が、米 国牛肉の輸入を制限し、GATT第3条 (内国民待遇)、 11条 (数量制限)、SPS協定、TBT協定、農業等に違 反する、と米国が申立て。 ②EUの措置がSPS協定第3.1条 (国際的基準への準 拠)、5.1条 (危険性評価に基づく措置の実施) 及び 5.5条 (適切な保護水準の設定) に違反すると判断。 ③SPS第5.1条についてはパネルの判断を支持した が、3.1条及び5.5条についてはパネルの判断を破棄。 また、上級委は、3.1条の要請する国際基準に基づか ない措置を執る場合には、係る措置を執る国がSPS協 定第3.3条 (科学的に正当な理由がある場合の国際基 準よりも高い保護水準の導入) との整合性の証明責任 を負う、としたパネルの判断についてもこれを破棄。 仲裁によりEUには15か月の履行期間が認められた が、EUが期間内の履行は不可能、としたため、米国 及びカナダはDSU第22.2条に基づく対抗措置の承認 申請を行い、対抗措置の規模の仲裁を経て、1999年7 月のDSBにおいて、米国に年1億1680百万米ドル、カ ナダに年1130万カナダドルの報復関税賦課が承認さ れた。両国は同月に関税賦課を開始した。なお、2004 年11月、EUは本件で問題とされた措置が是正された にもかかわらず、米国及びカナダが対抗措置を継続し ているのはDSUの関連規定等に反するとして、両国 に対してDSUに基づく二国間協議要請を行った。 (DS320：対米国、DS321：対カナダ) DS320及び321は、2008年3月31日にパネル報告書、 10月16日には上級委報告書が配布され、早急に履行 パネルを開始するよう勧告された。	SPS 2条、3条、5 条 TBT 第2条 GATT 第3条、11条	第II部第11 章
320. 米国－ホルモン牛肉紛争に係る対抗 措置の継続	EU 【豪州、ブラジル、 中国、台湾、イン ド、メキシコ、ニ ュージーランド、 ノルウェー、カナ ダ】	2004/ 11/ 8 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2/17 パネル設置 2008/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 EU が上級委申立て 6/10 米国が上級委申立て 10/16 上級委員会報告書配布 11/14 パネル・上級委員会報告書採 択	①米国によるホルモン・ケースに係るWTO上の義務 停止及びEU製品に対する報復関税賦課の継続は GATT第1、2条及びDSU 23.1、23.2(a)、23.2 (c)、22.8、 21.5に違反するとしてEUが申立て。 ③米国、カナダ及びECに対し、ECがSPS協定違反で ある旨の判示にしたがい非整合の措置を改めたか、ま た、米国・カナダがWTO上の義務の停止を継続して いることが正当化されるか否かについての米国、カナ ダ、EC間の相違を解決するため、早急に履行パネル を開始する旨DSBが当事者に求めるよう勧告。	DSU 第3条、21条、 22条、23条 GATT 第1条、2条	

●TPP協定TBT章第8・11条2に規定する「共同活動の強化」について

・TPP協定TBT章第8・11条2は、同条の規定に基づき設置される小委員会を通じて、強制規格、適合性評価手続及び任意規格の分野での共同活動を強化することを定めた規定である。具体的な共同活動の内容については、小委員会における締約国の政府の代表間の議論によって決定されるものであるが、第8・11条3において小委員会の任務として規定されている情報交換や協力等を行うことが想定されている。

【参考】第8.11条 貿易の技術的障害に関する小委員会

- 2 締約国は、貿易の技術的障害小委員会を通じて、締約国間の貿易を円滑にすることを目的として、強制規格、適合性評価手続及び任意規格の分野において共同活動を強化する。
- 3 貿易の技術的障害小委員会の任務には、次のことを含めることができる。
 - (a) この章の規定の実施及び運用（この章の規定に従って合意されるその他の約束の実施及び運用を含む。）を監視し、並びに第二十七章（運用及び制度に関する規定）の規定に従いこれらの義務に関する潜在的な改正及び解釈を特定すること。
 - (b) 前条（情報の交換及び技術的討議）2の規定に基づいて要請されるこの章の規定の下で生ずる事項に関する技術的討議を監視すること。
 - (c) この章の規定の下での将来の活動に関する相互に関心を有する優先分野を決定し、及び新たな分野別その他の自発的活動の提案を検討すること。
 - (d) この章の規定に関連する事項（強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成、見直し又は修正を含む。）に関する締約国間の協力を奨励すること。
 - (e) この章の規定に関連する事項に関し、締約国の領域にある非政府機関間の協力及び締約国の領域にある政府機関と非政府機関との間の協力を奨励すること。
 - (f) 技術的能力の二一ズの特定を円滑にすること。
 - (g) この章の規定に関連する規格、指針、勧告、政策その他手続を作成する非政府、地域、複数国間及び多数国間の機関又は制度において討議される事項に関する共通の取組を発展させるため、適当な場合には、締約国間及び締約国の関連する非政府機関間の情報の交換を奨励すること。
 - (h) 共通の取組を促進することを目的として、締約国の要請に応じ、非締約国の特定の強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに制度的な問題について締約国間の情報の交換を奨励すること。
 - (i) この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定を実施するに当たり、締約国を支援すると締約国が認める他の手段をとること。
 - (j) 貿易の技術的障害に関する協定の下での発展に鑑みてこの章の規定を見直し、及び当該発展に鑑みてこの章の規定の改正に関する勧告を作成すること。
 - (k) この章の規定の実施及び運用について委員会に報告すること。

●附属書8－F（あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法）のバラ4ただし書きについて

・附属書8－F4の規定は、同附属書3の規定にかかわらず、締約国が食品規格委員会基準に準拠した形で原材料をラベルに記載することを要求することができることを規定している。4ただし書きについては、準拠する食品規格委員会基準が、正当な目的を達成する方法として効果的でなく、又は適当でない場合は、原材料をラベルに記載することを要求してはならないとの規定である。なお、正当な目的を達成する方法として効果的か否か、適当か否かは、ラベルへの記載を要求しようとする締約国が判断することとなる。

【参考】附属書8-F: あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法

3 各締約国は、強制規格及び任意規格の立案、制定及び適用において専有されている製法に関する情報を収集する場合には、次のことを確保する。

(a) 当該締約国による情報の要求が当該締約国の正当な目的を達成するために必要なものに限られること。

(b) 原産品である他の締約国の領域の産品に関する情報であって、強制規格及び任意規格の立案、制定及び適用から得られ、又はこれらに関連して提供されるものの秘密が、国内産品に関する情報の秘密と同様に、かつ、正当な商業的利益を保護するような態様で尊重されること。

締約国は、専有されている製法に関連する秘密の情報を収集する場合には、自国の法令に従い、行政上又は司法上の手続において当該情報を使用することができる。ただし、当該締約国が当該手続において当該情報の秘密を維持する手続を有することを条件とする。

4 3のいかなる規定も、締約国が食品規格委員会基準に従い原材料をラベルに記載することを要求することを妨げるものではない。ただし、これらの基準が正当な目的を達成する方法として効果的でなく、又は適当でない場合は、この限りでない。

「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」の概要 (Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)

SPS協定とは、人、動物又は植物の生命又は健康を守るという衛生植物検疫(SPS)措置の目的を達成しつつ、貿易に与える影響を最小限にするための国際ルール(WTO協定の附属書の一部)。

加盟国の権利及び義務

<権利> (第2条1項)

加盟国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために、SPS協定に反しない範囲で必要なSPS措置をとる権利が認められている。

(例)

- ・食品安全:
消費者の健康を保護するための措置
(食品添加物や残留農薬の基準設定、検査証明書の添付、輸入時のサンプリング検査等)
- ・動物衛生:
家畜等に有害な疾病(口蹄疫等)の国内への侵入を防ぐための措置
(発生地からの輸入禁止、検査証明書の添付、加熱処理等)
- ・植物防疫:
植物に有害な病虫害(ミバエ等)の国内への侵入を防ぐための措置
(発生地からの輸入禁止、検査証明書の添付、燻蒸処理等)

<義務>

加盟国は、SPS措置をとる場合は、以下のルールに則る必要がある。

- ① 保護に必要な限度において、科学的な原則に基づいた措置をとること (第2条2項、第5条1～7項)
- ② 関連の国際機関によって作成された国際的な基準や指針、勧告がある場合には、原則としてそれに基づいた措置をとること (第3条1項)
- ③ 同様の条件下にある加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと (第2条3項)
- ④ 国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で措置を適用しないこと (第2条3項) ほか



すなわち・・・

- 食品、動植物の輸出入に関する2国間、多国間で合意される輸入条件は、

① 国際基準に整合すること

又は

② 科学的根拠に基づいたリスク評価を実施した上で、適切な保護の水準を決定していること

が求められる。



国際基準策定機関

- ・食品安全: 食品規格委員会 (Codex)
- ・動物衛生: 国際獣疫事務局 (OIE)
- ・植物防疫: 国際植物防疫条約事務局 (IPPC)

● 採用しているSPS措置が本協定に違反している場合、WTO紛争処理機関に提訴された際に、当該措置が正当化されない。